山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県規則第百三十九号

Щ

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十二月十五日

П

電線共同溝を整備すべき道路の指定 (道路整備課).......

土地改良事業施行協議に係る決定 (農村整備課)

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (二件) (商政課)

保安林指定の解除 (下関市) (森林整備課)......

土地改良区定款変更の認可 (農村整備課)

目

次

報

山口県会計規則の一部を改正する規則 (会計課)

毎週火・金曜日発行

12月15日 (金曜日)

定価格の百分の十以上)」を加える。 ネットを利用して普通財産の売払いに係る一般競争入札を執行する場合にあつては、予 第百五十条第一項中「者をして、」を「者に」に改め、「以上」の下に「 (インター

あつては、予定価格の百分の十以上)」を加える。

「(インターネットを利用して普通財産の売払いに係る一般競争入札を執行する場合に

平成 18 年

別表第一山口県菅野ダム管理事務所の項の次に次のように加える。

山口県立周防大島高等学校

別表第一山口県立徳山工業高等学校の項の次に次のように加える。 山口県立安下庄高等学校

山口県立青嶺高等学校

山口県立美祢工業高等学校

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。



山口県告示第六百六十四号

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地

平成十八年十二月十五日

土地改良区の名称

認 可 年

山口県知事

井

関

成

阿武郡田万川町平山台土地改良区

山口県告示第六百六十五号

山口県知事

= 井

関

成

月 日

八

平成一八、

安林の指定を次のとおり解除する。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、

保

第百三十二条第一項中「相手方をして、」を「相手方に」に改め、「以上」の下に

第六十条第二項中「同項第十八号」を「同項第二十一号」に改める

山口県会計規則 (昭和三十九年山口県規則第五十四号)の一部を次のように改正す

平成十八年十二月十五日

山口県知事 井

関

成

П

報

号

保安林として指定された目的

下関市大字松屋字竹ノ畑二〇、 解除に係る保安林の所在場所

六六三の一

土砂の流出の防備

解除の理由 指定理由の消滅



(六二四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

十八年七月二十五日山口県公告 (三九六) に係る大規模小売店舗について次のとおり山 口市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 平成十八年十二月十五日

当該意見は、平成十八年十二月十五日から平成十九年一月十五日までの間、

山口県商

山口県知事 = 井 関

成

大規模小売店舗の名称及び所在地

所在地 山口市泉町一五〇の

意見の概要

Щ

名

称

コープいずみ店

特に配慮を求める事項はない。

(六二五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

から意見を聴きました。 十八年八月四日山口県公告 (四一八) に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成十八年十二月十五日から平成十九年一月十五日までの間、 山口県商

(六二六) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

意見の概要 所在地 名称

山口市道場門前一丁目一一

特に配慮を求める事項はない。

供します。 の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項 十五号) 第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、 次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法 (昭和二十四年法律第百九 適当

平成十八年十二月十五日

事業の内容

市町名

施行地区

梅ヶ坪地区

事業の種類

山口県知事

_

井

関

成

ため池の整備

Ξ 平成十八年十二月十八日から平成十九年一月九日まで | 縦覧の期間

美祢市

縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(六二七) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。 電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成七年法律第三十九号) 第三条第一項の

平成十八年十二月十五日

山口県知事 井 関 成

山口県知事

_

井

関

成

平成十八年十二月十五日

大規模小売店舗の名称及び所在地 どうもんビル

平成十八年十二月十五日発行平成十八年十二月十五日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県庁

定価一箇月 金二千七百円 (送料共)